



あなたの 最低賃金を



今すぐ
チェック



R&PV

①

確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

*精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

- 一時金(ボーナス)
- 残業代
- 精皆勤手当
- 通勤手当
- 家族手当
- その他臨時の手当

②

比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。

就業規則や契約書等からわかります。

それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人

時給額 そのままでOK!

日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

③

相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

あなたの賃金大丈夫?
ウェブでチェックできます!



「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…

なんでも労働相談ホットラインへ!



日本労働組合総連合会(連合)



いこう よれんごうに
0120-154-052